

## 広島県病院事業管理規程第二号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

広島県病院事業管理者 浅原利正

### 広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「級別標準職務表と、これに基づく級別職務区分表に定めるとおりとする」を「とおりとする」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「管理者」を「病院事業の管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第九条第一項第一号及び第二号中「病院の病棟に勤務する」を削り、同条第二項（第二号中「一千二百四十円」を「千六百二十円」に改める。）

第二十二条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる職にあつた者の基礎在職期間のうち当該職にあつた期間の職員の退職手当に関する条例第六条の四第一項に規定する調整額については、それぞれ当該各号に掲げる区分に属していたものとして算定する。

- 一 県立広島病院長の職にあつた期間 第一号区分
- 二 医療職給料表(三)の適用を受けていた者で県立広島病院副院長又は看護部長の職にあつた期間 第二号区分

別表第二を次のように改める。

#### 別表第二（第三条関係） 等級別基準職務表

##### イ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基	準	と	な	る	職	務
六級	五級	四級	三級	二級	一級	主事又は技師の職務	主査の職務
						主任の職務	病院の係長の職務
2	1	1	2	1	1	本庁の担当監又は参事の職務	病院の課長又は室長の職務
2	1	1	2	2	1	本庁の課長の職務	県立広島病院の事務局次長の職務
2	1	3	2	2	3	県立安芸津病院の副院長又は事務長の職務	県立広島病院の副院長又は事務局長の職務
2	1	2	1	1	2	本庁の事務部長の職務	県立広島病院の副院長又は事務局長の職務

## 医療職給料表(一)等級別基準職務表

職務の級	基 準	と な る	職 務
三級	1 病院の主任部長の職務	2 病院の部長の職務	3 病院の副部長の職務
二級	1 県立安芸津病院のセンター長又は室長の職務	2 県立広島病院のセンター長又は室長の職務	3 県立安芸津病院の副院長の職務
一級	1 県立安芸津病院の副院長の職務	2 県立広島病院の院長の職務	3 県立広島病院の副院長の職務
四級	1 県立安芸津病院の副院長の職務	2 県立広島病院の院長の職務	3 県立安芸津病院のセンター長又は室長の職務
五級	1 県立安芸津病院の副院長の職務	2 県立広島病院の院長の職務	3 県立安芸津病院の副院長の職務
四級	1 病院の副看護師長又は看護専門員の職務	2 県立広島病院の主査の職務	3 県立安芸津病院の看護部長の職務
三級	1 病院の副看護師長又は看護専門員の職務	2 県立広島病院の室長又は副センター長の職務	3 県立安芸津病院の看護部長の職務
二級	1 病院の職務	2 県立広島病院の主査の職務	3 県立安芸津病院の看護部長の職務
一級	1 技師の職務	2 県立広島病院の副部長の職務	3 県立安芸津病院の副部長の職務
職務の級	基 準	と な る	職 務
五級	医療職給料表(三)等級別基準職務表	医療職給料表(二)等級別基準職務表	ハ
五級	県立広島病院の薬剤科部長の職務	1 病院の医療技術専門員の職務	6 困難な医療業務に従事する県立安芸津病院の副院長の職務
四級	県立広島病院の副部長の職務	2 県立広島病院の副技師長又は栄養指導管理員の職務	5 困難な医療業務に従事する県立広島病院のセンター長又は室長の職務
三級	県立安芸津病院の薬剤科部長の職務	3 病院の技師長の職務	4 困難な医療業務に従事する病院の部長の職務
二級	県立広島病院の副部長の職務	4 病院の医療技術専門員の職務	3 困難な医療業務に従事する病院の主任部長の職務
一級	県立安芸津病院の副部長の職務	5 病院の医療技術専門員の職務	2 病院の副部長の職務
職務の級	基 準	と な る	職 務

2 県立安芸津病院の副院長の職務

備考

- 1 局付の職に係る職務の級は、管理者が別に定める。
- 2 職の改廃に伴う経過措置として置かれる職に係る職務の級は、管理者が別に定める。
- 3 管理者は、本表により難い事情があると認めるときは、別に定めることができる。

別表第三の二の口の表を次のように改める。

口 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
五級	八、〇〇〇円
四級	九、六〇〇円
三級	一〇、四〇〇円
二級	一一、二〇〇円
一級	一二、一〇〇円

別表第五の口の表七級の項中「七級」を「五級」に改め、同表六級の項中「六級」を「四級」に改める。

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則